

食品の安全確保に関する各府省の役割(食品残留農薬の例)

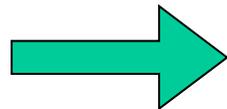
食品安全委員会

○農薬について、食品健康影響評価を実施

- ・急性、亜急性、慢性、発がん性、催奇形性、繁殖などの各種毒性試験から有害な作用の認められない量(無毒性量)を評価し、安全係数を考慮してADIを設定



ADIを通知



厚生労働省

○食品規格の一つとして、食品に残留する農薬の許容限度を設定

- ・残留基準が定められていない農薬等は一律基準

農林水産省

○登録保留基準(食品規格等)を満たす農薬の登録

- ・適用作物、使用時期、使用回数などを定めた農薬使用基準を設定

○農作物の栽培指導など

- ・無登録農薬の製造・輸入の監視
- ・販売や使用に係る義務違反には罰則



連携



○規格の遵守状況の監視

- ・検疫所(全国31カ所)・・・輸入食品モニタリング検査(違反の可能性の高いもの→命令検査)
- ・都道府県等・・・国内流通食品(国産・輸入)を検査

